

令和7年度（2025年度）球磨焼酎リブランディング事業
（関西圏における認知度向上・PR等事業）業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和7年度（2025年度）球磨焼酎リブランディング事業（関西圏における認知度向上・PR等事業）業務委託

2. 委託目的

令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生した熊本県人吉・球磨地域の文化である「球磨焼酎」を伝承するとともに、世界のトップブランドとしての地位の確立による創造的復興を目指すため、関西圏でのPRイベント及び情報発信等を実施し、「球磨焼酎」の認知度向上及び新たなファンの獲得による需要喚起を図ることを目的とする。

3. 委託業務

「球磨焼酎」の認知度および取引拡大に繋がる取り組み

① 実施期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）

② 実施内容

ア 産地ツーリズム視察

イ イベント・フェア等

ウ 商談会

（商談会はア、イの両方で行うこと）

③ 参加対象

関西の飲食店（ア、イ、ウ）、酒類卸売業者（ア、イ、ウ）、酒類小売業者（ア、イ、ウ）、一般消費者（イ）

④ 広報・周知

- ・業務内容や「球磨焼酎」の魅力に関する情報を、様々な媒体（新聞、雑誌、SNS、インフルエンサー等）を活用して発信すること。
- ・販促物（ポスター、チラシ、のぼり等）によるPR等を実施すること。

⑤ その他

- ・実施内容における費用については、参加者負担を一部徴収することも“可”とする。
- ・「球磨焼酎」の出荷および消費拡大に繋がるような独自性のある企画とすること。

4. 委託額

3, 700千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

※企画内容ごとに区分し、それぞれの内訳経費を記載すること。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

5. 実績報告書及び成果品の提出

実績報告書（※）については、紙（カラー刷り2部）及び電子データ（CD-R等1部）で提出すること。

なお、全ての成果品（データを含む）の著作権等は、熊本県に帰属するものとし、熊本県が施策の推進に必要なものに使用できることとし、著作者は、著作者人格権を行使しないこととする。

但し、パブリシティ等前記によりがたいものや著名人、キャラクター等に係る著作権等については、熊本県及び受託者と別途協議のうえ決定するものとする。

（※）「実績報告書」への記載が必要な項目

- ・ 活動実績
- ・ 集客実績
- ・ イベント（フェア）概要
- ・ 情報発信・PR実績
- ・ 仕入れ実績
- ・ 収支精算書
- ・ 状況写真
- ・ パンフレット等制作物がある場合は、1部以上添付
- ・ その他実績の確認に必要なもの

6. 留意事項

- （1）本仕様書に定めがない事項であっても、熊本県が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で実施すること。
- （2）熊本県は、業務の実施にあたり受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- （3）受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、熊本県と協議のうえ解決する。
- （4）受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- （5）試飲等を行う場合、来場者に対し飲酒運転を行わないよう十分な周知徹底を行うこと。

- (6) この業務にかかる経費を明らかにするため、他の経理と明確に区分して会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しなければならない。
- (7) 委託期間中及び期間の終了後において、熊本県が必要と認める場合は、受託者に対し、この業務に関して必要な報告を求め、またはその職員が日時・方法等を協議の上、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査することができる。
- (8) その他、業務の実施に当たっては、適宜、熊本県大阪事務所と協議を行うこと。